

区長報告第十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和四年八月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年九月八日

港区長 武井 雅 昭

記

一件 名 庁有自転車の交通事故に係る和解

二 当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

乙 個人

三 事件の要旨

令和三年七月十五日、港区西麻布一丁目十三番先の都道北品川四谷線道路上において、甲

が所有する自転車は信号待ちをするため停止しようとしたところ、甲の右側から走行してきた乙の自転車と衝突した事故（以下「本件事故」という。）により甲乙双方が負傷した。

#### 四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、三十万千八百八十三円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、甲に対し、五万三千五百二十三円の支払義務があることを認める。
- (三) 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。